

選挙・人事委員会・監査

選	挙	87			
人	事	委	員	会	93
監	査	96			

選 挙

1 選挙管理委員会

市区それぞれ4人の選挙管理委員をもって組織する。

選挙事務の管理、執行及び選挙人名簿並びに在外選挙人名簿の調製・保管。

選挙管理委員会の開催状況

(平成27年度、単位：回)

市	緑 区	中央区	南 区
18	19	17	17

2 常時啓発事業

(1) 明るい選挙啓発ポスターコンクール

明るい選挙の推進を目的に、市内の小・中・高校生を対象に選挙啓発ポスター作品を募集し、入選作品は広く選挙啓発に活用する。

平成27年度公募実績

	応募総数		入 選 作 品			
			最優秀賞	優 秀 賞	佳 作	計
小学校の部	10校	17点	1点	2点	5点	8点
中学校の部	11校	193点	1点	2点	10点	13点
高校の部	2校	15点	1点	2点	6点	9点
計	23校	225点	3点	6点	21点	30点

(2) 啓発物品の配布

啓発物品を購入し、明るい選挙推進協議会の協力を得て、地区ふるさとまつり等で配布し、明るい選挙の啓発を図る。

(3) 新成人への啓発

選挙への関心を高めることを目的に、毎月新成人へ投票参加を呼びかけるバースデーカードを送付する。また、バースデーカードとあわせて、選挙事務従事者募集の案内を送付し、応募のあった新成人を選挙事務非常勤職員として登録し、選挙事務に従事してもらうことで啓発を行う。

バースデーカード発送件数及び選挙事務非常勤職員応募者数実績

	実 績		
	平成27年度	平成26年度	平成25年度
発送件数	7,146件	7,448件	7,174件
応募者数	199人	247人	235人

(4) 選挙物品貸出し（生徒会本部役員選挙等）

若者向けの啓発として、市内小・中学校、高校の生徒会役員選挙などを対象に、投票箱や投票用記載台の貸出しを行い、本来の選挙に近い形で生徒会選挙を体験してもらう。

平成27年度貸出し実績

貸出件数	投票箱	投票用記載台	候補者用たすき
23件	163箱	69台	3本

3 川尻財産区・中沢財産区議会議員選挙

各財産区議会の議員の定数は、川尻財産区議会(8人)、中沢財産区議会(7人)で、公職選挙法の町村議会の議員の選挙に関する規定が適用される。

議員の任期は4年間で、平成27年7月5日に任期満了に伴う選挙が執行されたが、無投票であった。

選挙権及び被選挙権

その財産区の区域内に住所を有する者で、市議会議員の選挙権(被選挙権)を有するものであること。

4 裁判員候補者予定者選定

裁判員制度とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度で、6人の裁判員と3人の裁判官により、被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑について決定する。

(1) 裁判員候補者予定者の選定

平成28年相模原市の候補者予定者割り当て数835人

(2) 裁判員の選定

地方裁判所は、各市町村の選挙管理委員会でくじにより選定し送付された候補者予定者の中から、事件ごとに裁判員及び補充裁判員を、面接を行った後、くじで選定する。

5 検察審査員候補者予定者選定

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかった(不起訴処分)の当否を審査し、また、検察事務の改善について建議、勧告することを主な仕事としている。

(1) 検察審査員候補者予定者の選定

平成28年相模原市の候補者予定者割り当て数 ※()内は横浜第1～第3検察審査会の内訳数

	第1群	第2群	第3群	第4群	合計
緑区	6人(2人, 2人, 2人)	6人(2人, 2人, 2人)	9人(3人, 3人, 3人)	9人(3人, 3人, 3人)	30人(10人, 10人, 10人)
中央区	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	9人(3人, 3人, 3人)	9人(3人, 3人, 3人)	42人(14人, 14人, 14人)
南区	12人(4人, 4人, 4人)	9人(3人, 3人, 3人)	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	45人(15人, 15人, 15人)
計	30人(10人, 10人, 10人)	27人(9人, 9人, 9人)	30人(10人, 10人, 10人)	30人(10人, 10人, 10人)	117人(39人, 39人, 39人)

(2) 検察審査員の選定

検察審査会は、各市町村の選挙管理委員会でくじにより選定し送付された各群の候補者予定者の中から検察審査員及び補充員をくじで選定する。検察審査員及び補充員の任期は6か月。

6 相模川左岸土地改良区総代選挙

(1) 相模川左岸土地改良区の概要

相模川左岸水田625.07ヘクタール(本市57.86ヘクタール)用水路の維持管理。主体施設は公有財産。

- ・ 設立認可年月日 昭和27年7月28日
- ・ 総代の定数と任期 42人(任期満了 平成28年10月8日)、任期は4年で、平成24年10月2日に任期満了に伴う選挙が執行されたが無投票であった。
- ・ 組合員数 2,683人(平成28年4月1日現在)
- ・ 事業区域 相模原市・座間市・海老名市・寒川町・藤沢市・茅ヶ崎市
- ・ 事務所の所在地 海老名市中新田3-35-1

(2) 選挙の概要(土地改良法施行令)

- ・ 選挙事務の管理 神奈川県選挙管理委員会 令5条
- ・ 選挙の時期 任期満了の日前30日以内 令6条
- ・ 選挙人名簿 当該土地改良区が調製した選挙人名簿又は抄本により行う 令7条
- ・ 投票区 1選挙区・6投票区 令15条

投票区	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	第 5 区	第 6 区
区 域	相模原市	座 間 市	海老名市	寒 川 町	藤 沢 市	茅ヶ崎市

7 相模原市明るい選挙推進協議会

(1) 目的

この会は、民主政治の基盤である選挙が、明るく行われるよう適切な方策を協議し、広く市民の間に明るい選挙意識を醸成して、自主的にこの運動を推進することを目的とする。

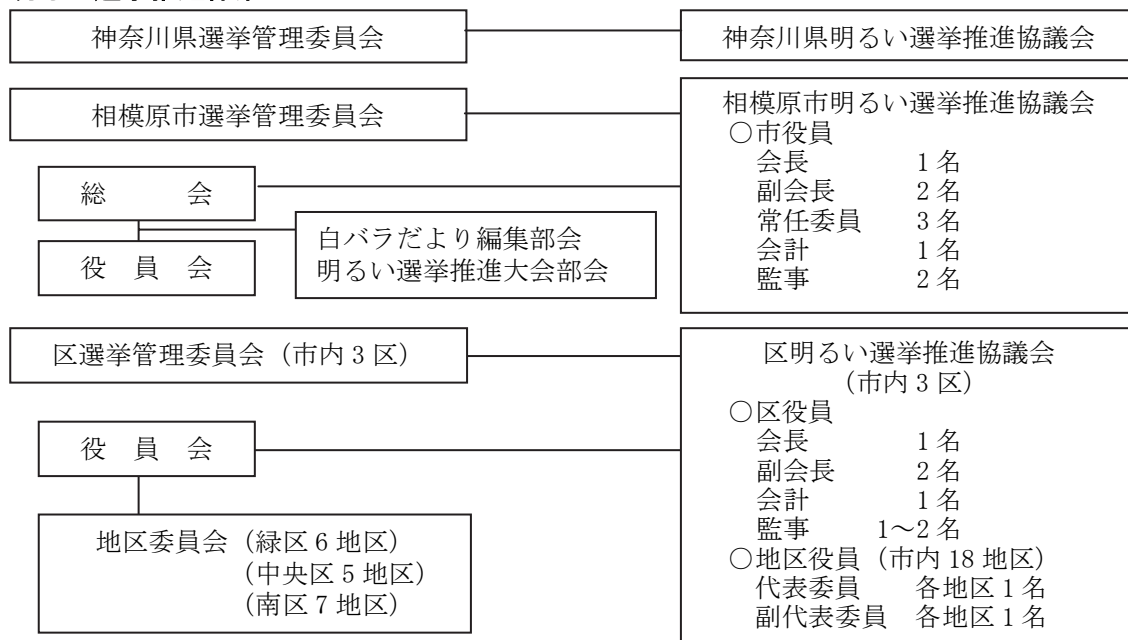
(2) 組織

- ・市内18地区（緑区 6地区、中央区 5地区、南区 7地区）
- ・地区には、明るい選挙の啓発活動を行う者として、会長が委嘱した「明るい選挙推進協議会委員」を置く。

(3) 実施事業（平成27年度実績）

財 源	委託金	1,210千円	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい選挙推進大会の開催 ・白バラだよりの発行 ・明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施 ・白バラ講座の開催 ・街頭啓発 研修会 その他
	補助金	400千円	
	助成金	35千円	
	繰越金・預金利子	122千円	
	合 計	1,767千円	

(4) 明るい選挙推進体系



8 主要選挙の執行状況

選挙種別	任期	執行年月日		当日有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)	定数 (人)	立候補者 数
衆議院議員 (小選挙区)	4年	26. 12. 14	緑区	141, 163	75, 942	53. 80	(第14区)1 (第16区)1	4
			中央区	215, 032	112, 810	52. 46		3
			南区	224, 476	124, 053	55. 26		
			計	580, 671	312, 805	53. 87		
参議院議員 (選挙区)	6年 (3年ごと 半数改選)	25. 7. 21	緑区	141, 581	75, 114	53. 05	4	11
			中央区	212, 176	109, 575	51. 64		
			南区	223, 026	122, 665	55. 00		
			計	576, 783	307, 354	53. 29		
県知事	4年	27. 4. 12	緑区	139, 688	66, 098	47. 32	1	2
			中央区	213, 352	99, 947	46. 85		
			南区	221, 908	102, 380	46. 14		
			計	574, 948	268, 425	46. 69		
県議会議員	4年	27. 4. 12	緑区	-	-	-	2	2
			中央区	213, 352	99, 832	46. 79	3	4
			南区	221, 908	102, 301	46. 10	3	5
			計	435, 260	202, 133	46. 44	8	11
市長	4年	27. 4. 12	緑区	139, 316	66, 085	47. 44	1	2
			中央区	212, 586	99, 930	47. 01		
			南区	220, 627	102, 352	46. 39		
			計	572, 529	268, 367	46. 87		
市議会議員	4年	27. 4. 12	緑区	139, 316	65, 983	47. 36	11	16
			中央区	212, 586	99, 825	46. 96	17	23
			南区	220, 627	102, 300	46. 37	18	29
			計	572, 529	268, 108	46. 83	46	68

9 投票区別選挙人名簿登録者数

平成28年6月2日(定時登録)

行政区	投票区	投票所	登録者数	行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	1	市立宮上児童館	7, 678	緑区	20	中沢自治会館	783
	2	市立宮上小学校屋内運動場	3, 980		21	小倉自治会館	516
	3	市立旭小学校屋内運動場	9, 358		22	葉山島センター	296
	4	市立橋本子どもセンター	6, 204		23	若葉台会館	2, 082
	5	市立橋本小学校屋内運動場	9, 125		24	市立三井地域センター閲覧室	751
	6	市立当麻田小学校屋内運動場	5, 109		25	名手自治会館	143
	7	市立相原公民館大会議室	5, 502		26	市立小網地域センター集会室	2, 612
	8	二本松集会所	4, 229		27	津久井保健センター2階集団指導室	4, 007
	9	市立二本松子どもセンター	6, 901		28	市立尾崎罌堂記念館多目的室	1, 774
	10	上九沢集会所	5, 077		29	市立津久井中央地域センター会合室	2, 366
	11	市立大沢公民館大会議室	8, 253		30	津久井クリーンセンター管理棟1階会議室	381
	12	常盤自治会館	5, 156		31	市立串川地域センター多目的ホール	1, 937
	13	市立作の口小学校屋内運動場	2, 476		32	市立串川中学校屋内運動場	2, 114
	14	市立九沢小学校屋内運動場	5, 091		33	市立串川ひがし地域センター多目的室	2, 843
	15	谷ヶ原自治会館	1, 805		34	市立鳥屋地域センター講堂	1, 547
	16	市立城山公民館大会議室	4, 111		35	嵐自治会館	838
	17	原宿自治会館	5, 088		36	長野会館	607
	18	町屋自治会館	3, 999		37	荒丸会館	78
	19	城北センター	796		38	市立青根中学校屋内運動場	477

緑区	39	音久和自治会集会所	47	中央区	27	市立嶽之内児童館	4,477		
	40	市立相模湖公民館コミュニティーホール	1,915		28	市立大野北公民館大会議室	6,505		
	41	小原集会所	375		29	市立共和小学校屋内運動場	5,489		
	42	市立千木良公民館	1,629		30	市立田名北小学校屋内運動場	9,497		
	43	市立内郷小学校屋内運動場	3,495		31	市立田名公民館大会議室	5,886		
	44	シュタイナー学園吉野校舎屋内運動場	965		32	塩田自治会館	5,857		
	45	市立藤野中央公民館交流スペース	1,616		33	市立相模川ふれあい科学館多目的室2	2,862		
	46	市立沢井公民館	515		34	市立上溝公民館大会議室	7,488		
	47	篠原の里センター保育室	174		35	市立上溝南小学校屋内運動場	8,954		
	48	市立藤野農村環境改善センター和室会議室	664		36	県立上溝高等学校武道場	5,720		
	49	市立牧郷体育館	437		37	市立四ツ谷児童館	4,913		
	50	旧菅井小学校多目的室	162		南区	1	市立大野台公民館大会議室	8,282	
	51	市立藤野小学校屋内運動場	1,447			2	市立大野台小学校屋内運動場	6,696	
	52	シュタイナー学園名倉校舎屋内運動場	952			3	古淵保育園ホール	7,290	
	53	市立藤野北小学校 PC ルーム	243			4	市立大野中公民館大会議室	4,999	
	54	市立佐野川公民館集会室	498			5	グリーンハイツ集会所	3,760	
	中央区	1	市立横山公民館大会議室			6,039	6	鶴野森自治会館	3,649
		2	横山あじさいハイツ集会所			4,633	7	相模ひまわり幼稚園ホール	5,795
3		市立星が丘公民館大会議室	7,383	8		市立大沼公民館大会議室	6,904		
4		千代田保育園	4,780	9		市立若松小学校屋内運動場	3,834		
5		市立並木小学校屋内運動場	3,560	10		ロビーシティ相模大野五番街集会所	6,210		
6		市立陽光台保育園ホール	7,126	11		市立谷口台小学校屋内運動場	6,481		
7		県営上溝団地集会所	3,330	12		ひよこ第3保育園そら、やま組保育室	3,752		
8		市立緑が丘中学校屋内運動場	4,707	13		市立大野南公民館大会議室1	4,182		
9		市立青葉児童館	4,391	14		南保健福祉センター健康増進室	5,128		
10		市立弥栄小学校屋内運動場	5,609	15		市立鹿島台小学校屋内運動場	7,413		
11		市立中央公民館大会議室	8,192	16	市立谷口児童館	7,372			
12		相模原市役所本庁舎本館1階ロビー	9,936	17	市立南新町児童館	8,318			
13		相模保育園つき、いるか組保育室	5,521	18	若葉、きずき自治会館	4,516			
14		相模栄光幼稚園ホール	3,629	19	市立鶴園中和田こどもセンター	7,139			
15		市立清新公民館大会議室	6,539	20	市立上鶴間小学校屋内運動場	4,979			
16		南橋本自治会館	5,192	21	市立くぬぎ台小学校屋内運動場	3,612			
17		市立相模原保育園しろ、みどり組保育室	8,213	22	市立東林間児童館	6,589			
18		市立小山中学校武道場	3,909	23	市立東林公民館ホール	5,328			
19		市立小山公民館大会議室	5,071	24	市立東林小学校図工室	3,653			
20		市立こばと児童館	8,082	25	市立東林保育園プレイルーム	4,371			
21		市立下九沢児童館	3,063	26	コンフォールさがみ南集会所	5,889			
22		県営上矢部団地集会所	3,688	27	市立麻溝公民館大会議室	6,098			
23		上矢部こども会館	4,890	28	市立麻溝小学校屋内運動場	7,163			
24		市立淵野辺小学校屋内運動場	7,685	29	市立新磯公民館大会議室	3,543			
25		市立大野北小学校屋内運動場	7,248	30	市立新磯小学校屋内運動場	7,218			
26		市立淵野辺東小学校屋内運動場	7,139	31	県立麻溝台高等学校被服室	1,597			

南区	32	市立麻溝台保育園しろ組保育室	5,488	南区	38	鶴ヶ丘団地集会所	9,645
	33	市立桜台小学校屋内運動場	4,588		39	市立相武台保育園しろ、みどり組保育室	3,516
	34	相模台団地集会所	5,256		40	市立相武台小学校屋内運動場	3,416
	35	みよし自治会館	3,754		41	相武台グリーンパーク集会所	3,727
	36	市立相模台小学校屋内運動場	3,195		42	市立相武台公民館大会議室	6,229
	37	市立相模台公民館大会議室	4,818				

※緑区では、投票区の統合により、平成27年度市政の概要の投票区数から1減となっている。

	緑区	中央区	南区	合計
選挙人名簿登録者数	141,224	217,203	225,392	583,819
在外選挙人名簿登録者数	117	166	409	692

人 事 委 員 会

1 委員会の構成、会議の開催状況等

相模原市人事委員会は、市長等の任命権者から独立した中立的、かつ、専門的な立場で、職員に関する人事行政を適正に行うことを目的として設置している行政機関であり、3人の委員(非常勤特別職)を構成員としている。

本市人事委員会の会議は、「定例会」及び「臨時会」に区分し、定例会は、毎月2回開催することを例としている。また、議事事項は、「議案」及び「報告」に区分している。

(1) 人事委員会の開催状況 (平成27年度、単位：回)

定例会	臨時会	計
20	0	20

(2) 人事委員会の議事の内訳 (平成27年度、単位：件)

議案						報告
規則改正等	任用	給与	公平審査	その他	計	
30	22	2	0	4	58	58

2 任用関係業務

職員の採用、昇任等について、競争試験又は選考並びにこれらに関する事務を人事委員会が行う。

(1) 採用試験 (平成27年度、単位：人)

試験区分	申込者数	1次試験受験者数	最終合格者数	最終倍率(倍)
行政(大卒程度)	1,173	886	102	8.7
社会福祉(大卒程度)	90	73	9	8.1
土木(大卒程度・6月実施)	45	34	12	2.8
土木(大卒程度・9月実施)	44	23	4	5.8
土木(大卒程度・2月実施)	31	21	2	10.5
建築(大卒程度・6月実施)	28	21	6	3.5
建築(大卒程度・9月実施)	20	13	3	4.3
設備(大卒程度・6月実施)	6	3	0	—
設備(大卒程度・11月実施)	13	9	1	9.0
電気(大卒程度・6月実施)	20	13	2	6.5
電気(大卒程度・11月実施)	14	10	1	10.0
化学(大卒程度)	27	21	3	7.0
消防(大卒程度)	214	166	36	4.6
学校事務(大卒程度)	124	100	10	10.0
保健師	19	13	3	4.3
管理栄養士	125	99	3	33.0
理学療法士	5	4	1	4.0
学校栄養士	45	31	4	7.8
保育士(6月実施)	140	113	12	9.4
保育士(9月実施)	78	43	9	4.8
行政(高卒程度)	48	37	9	4.1
土木(高卒程度)	1	1	0	—

試験区分	申込者数	1次試験受験者数	最終合格者数	最終倍率(倍)
消防(高卒程度)	58	52	3	17.3
行政(任期付短時間勤務職員)	48	32	19	1.7

(2) 採用選考

(平成27年度、単位：人)

選考区分	申込者数	1次選考受験者数	最終合格者数	最終倍率(倍)
身体障害者を対象とする行政(4月実施)	12	11	4	2.8
身体障害者を対象とする行政(9月実施)	18	14	2	7.0

(3) 昇任選考

選考者数の内訳

(平成27年度、単位：人)

行政職給料表(1)			消防職給料表		医療職給料表
9級	8級	7級	8級	7級	4級
4	9	20	0	2	0

3 給与及び勤務条件関係業務

(1) 職種別民間給与実態調査

4月現在における民間従業員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、人事院及び各都道府県市特別区人事委員会と共同して調査を行う。調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所(H27年度：195事業所)であり、そのうち、層化無作為抽出法により抽出する事業所(H27年度：91事業所)について実地調査を行う。

(2) 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、その成果を議会及び市長に提出する。また、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員の給与と民間従業員の給与の精確な比較を行い、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し報告するとともに、給料額を増減することが適当と認めるときは、あわせて勧告を行う。

この給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、民間従業員や他の公務員との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものである。

平成27年の給与等に関する報告及び勧告

- ① 月例給の引上げ
職員の給与(行政職(1) 375,292円)が民間従業員の給与(376,508円)を1,216円(0.32%)下回っている較差を解消するため、給料表の引上げを勧告
- ② 期末・勤勉手当の引上げ
職員の支給月数(4.10月分)が民間従業員の支給月数(4.21月分)を下回っていることから、期末・勤勉手当の引上げ(4.10月分→4.20月分(0.10月分))を勧告
- ③ ①及び②に係る実施時期
①については平成27年4月1日、②については平成27年12月1日から実施
- ④ 給与制度について
 - ・諸手当：初任給調整手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当など、諸手当については、人材の確保や職務・職責に応じた給与配分などの観点から、見直しが望まれる。
 - ・地域手当と給料表との配分の見直し：平成28年4月1日から、地域手当の支給割合を2%引き上げた12%とするとともに、国との均衡に留意しつつ、本年の較差を解消するために改定を行うこととした給料表を平均約1.6%引き下げる。
- ⑤ 人事行政に関する報告
 - ・人材の育成・活用(人材の育成及び人材の活用)

- ・勤務環境の整備（時間外勤務の縮減、仕事と家庭の両立支援及びハラスメント対策）
- ・公務員を巡る諸課題（公務員倫理の確保、雇用と年金の接続及び県費負担教職員の給与負担等の移譲）

（3）職員に関する条例案に対する議会への意見の申出

職員の給与や勤務条件等に関する条例の制定又は改廃に当たり、議会からの求めに対して意見を提出する。

意見提出年月日(平成27年度)	9月30日	2月22日	計
件数(件)	1	15	16

4 公平審査関係業務

（1）勤務条件に関する措置の要求

職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、審査及び判定を行うとともに、必要に応じて勧告等を行う。

平成27年度：0件

（2）不利益処分に関する不服申立て

職員から、懲戒その他の不利益な処分について不服申立てがあった場合に、審査及び裁決を行うとともに、必要に応じて是正のための指示を行う。

平成27年度：0件

（3）職員からの苦情相談

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談があった場合に、助言、指導、あっせん、その他の必要な措置を行う。

平成27年度：6件

5 職員団体等関係業務

（1）職員団体の登録

職員団体から登録の申請(又は役員改選等に伴う登録事項の変更の届出)を受けた場合に、構成員や規約等を確認し、登録(又は変更)を行う。

登録団体数(平成27年4月1日現在)：2団体

（2）管理職員等の範囲

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている(地方公務員法第52条)ため、管理職員等の範囲を定める規則を制定して、その範囲を定めている。

6 労働基準監督関係業務

現業職員以外の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行う。

労働基準監督機関としての主な職権

労働基準法に基づくもの	① 解雇予告除外認定 ② 断続的な宿日直勤務の許可
労働安全衛生法に基づくもの	① 定期健康診断結果報告書の受理 ② 事故報告書の受理 ③ 労働者死傷病報告書の受理 ④ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告書の受理

監 査

1 監査委員による監査

(1) 監査委員

監査委員は、市長の指揮監督から職務上独立した機関であり、識見を有する者から選任された委員2人と議員から選任された委員2人の4人で構成されている。

監査委員は、毎年、監査計画を作成し、市の財務に関する事務の執行等について公正不偏の立場から監査を行っている。監査の結果は、その都度、公表している。

(2) 平成27年度の監査の実施状況

ア 定期監査

財務に関する事務の執行について適正性、効率性の観点から監査する。

監査実施日	H27. 5.27	7.1	7.6	10.28	12.2	12.25	H28. 1.27	3.28
監査対象機関	企画財政局財務部	都市建設局都市建設総務室、技術監理課及びまちづくり事業部	小・中学校	企画財政局税務部	緑区役所	健康福祉局保健所	教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部	健康福祉局こども育成部
	環境経済局環境共生部			農業委員会事務局	市選挙管理委員会事務局			
				区選挙管理委員会事務局				
対象財務事務	平成26年度に執行した財務事務			平成27年度に執行した財務事務				

イ 随時監査

(ア) 行政監査

事務の執行について適法性、妥当性の観点だけでなく、経済性・効率性・有効性の観点から監査する。

年1回テーマを決めて実施している。

監査実施日	監査対象事務	対象年度
平成28年2月16日	市に事務局を置く任意団体の経理事務について～市職員が職務上取り扱う公金外現金等の管理を中心として～	平成27年度

(イ) 工事監査

工事に係る財務事務及び技術面の監査で、調査の一部を技術士法に定める法人又は技術士等専門的な知識を有する技術士を擁する法人に委託し、実施する。

監査実施日	監査対象工事	対象年度
平成27年11月11日	相模原市営南台団地建設工事(1号棟、2号棟) 相模原市営南台団地電気設備工事(1号棟、2号棟) 相模原市営南台団地給排水衛生設備工事(1号棟、2号棟)	平成26～27年度

(ウ) 財政援助団体等監査

市が財政的援助等を行っている団体に対して監査を実施するもので、監査対象によって次の区分に分類している。

a 出資団体監査

市が当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人の当該出資金等に係る出納その他の事務の執行について監査する。

b 財政援助団体監査

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体の当該補助金等に係る出納その他の事務の執行について監査する。

c 公の施設の指定管理者監査

市が公の施設の管理を行わせている指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査する。

監査実施日	監査対象機関等	対象事務
平成 28 年 3 月 3 日	公益財団法人相模原市まち・みどり公社並びに総務局総務部総務法制課、市民局市民協働推進課、健康福祉局保険高齢部高齢者支援課、環境経済局経済部商業観光課、同局環境共生部水みどり環境課、公園課、津久井地域環境課及び教育局生涯学習部スポーツ課	平成 27 年度の出資、財政援助及び指定管理に係る公益財団法人相模原市まち・みどり公社の出納その他の事務並びに市の出資に係る指導及び財政援助、指定管理に係る財務に関する事務

ウ 例月現金出納検査

会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係帳簿等の計数の正確性を検証し、現金の出納事務が適正に行われているかについて検査する。

会計管理者所管会計分

検査日	H27. 4. 27	5. 27	7. 1	8. 5	9. 4	10. 2	10. 28	12. 2	12. 25	H28. 1. 27	3. 3	3. 28
検査実施対象	H26 年度 3 月分	H26、27 年度 4 月分	H26、27 年度 5 月分	H27 年度 6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分

下水道事業会計分

検査日	H27. 4. 27	5. 27	7. 1	8. 5	9. 4	10. 2	10. 28	12. 2	12. 25	H28. 1. 27	3. 3	3. 28
検査実施対象	H26 年度 3 月分	H27 年度 4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分

エ 決算審査及び基金運用状況審査

(ア) 一般会計及び特別会計等の決算審査並びに基金運用状況審査

市長は、会計管理者から各会計の決算書、基金運用状況書類その他附属書類の提出があったときは、内部審査を行った上でこれを監査委員の審査に付さなければならない。

決算審査及び基金運用状況審査は、決算が関係法令に準拠して調製されているか、また、計数の正確性を検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか等について審査する。

<審査の対象>

- a 平成 26 年度歳入歳出決算書
- b 同歳入歳出決算事項別明細書
- c 同実質収支に関する調書
- d 同財産に関する調書
- e 用品調達基金、土地取得基金、美術品等収集基金、緑地保全基金、公共料金支払基金及び収入印紙購入基金運用状況書

(イ) 下水道事業会計決算審査

市長は、地方公営企業の決算報告書等の決算書類及び事業報告書等の決算附属書類を監査委員の審査に付さなければならない。

決算審査は、決算が地方公営企業法その他関係法令に準拠して調製されているか、また、計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか等について審査する。

＜審査の対象＞

- a 決算報告書
- b 損益計算書
- c 貸借対照表
- d 剰余金計算書
- e 剰余金処分計算書
- f 決算附属書類（事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書）

(ウ) 決算審査の期間

平成 27 年 7 月 6 日から平成 27 年 8 月 5 日まで

(エ) 審査意見書提出

平成 27 年 8 月 7 日に監査委員が決算審査意見書を市長に提出した。

オ 健全化判断比率等審査

市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎書類を監査委員の審査に付さなければならない。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、当該比率等の算定が適正に行われたか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について審査する。

審査の期間及び審査意見書の提出については、決算審査及び基金運用状況審査と同様である。

カ 住民請求監査

市民から監査の請求があったときに監査する。

平成 27 年度は、監査の請求がなく実施していない。

2 外部監査契約に基づく監査

(1) 概要

外部監査契約に基づく監査は、監査委員による監査を補完し、監査機能の一層の充実を図るため、市と外部監査契約を締結した公認会計士等の外部監査人が監査を実施する制度である。

外部監査契約に基づく監査には、包括外部監査契約に基づく監査と個別外部監査契約に基づく監査がある。

(2) 外部監査契約に基づく監査の種類

ア 包括外部監査契約に基づく監査

市長が、毎会計年度、包括外部監査人と契約を締結し、包括外部監査人が、必要と認める特定の事件（監査テーマ）について、毎会計年度、1 回以上の監査を実施し、監査の結果に関する報告を議会、市長及び監査委員並びに関係のある委員会又は委員に提出し、監査委員が公表する。

包括外部監査人	公認会計士 中元 文徳
契約年月日	平成 27 年 4 月 1 日
公表日	平成 28 年 2 月 8 日
テーマ	道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について
監査対象期間	平成 26 年度
監査の実施期間	平成 27 年 5 月 28 日から平成 28 年 1 月 27 日まで

イ 個別外部監査契約に基づく監査

市民、市長、議会から監査の請求又は要求に併せて外部監査人による監査を求めることができる制度で、議会の議決などの条件により、その都度、契約を締結し、外部監査人が監査委員に代わって監査を行う。

平成 27 年度は、個別外部監査制度に係る監査の請求又は要求がなく実施していない。